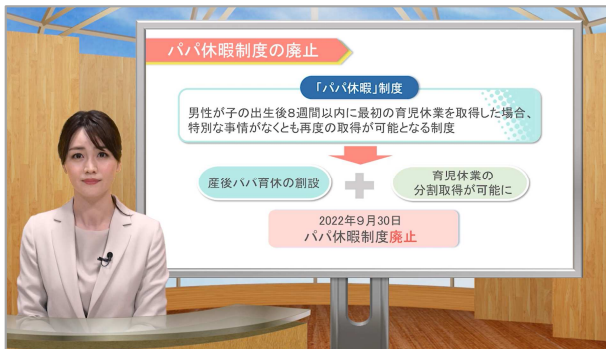


まるごとわかる新しい育児休業（2022年4月～施行内容対応）

- **育児休業制度編** **給付・社会保険料編** **管理職編** の3講座をご用意。
- 2022年10月、産後パパ育休・育休分割取得の開始により、さらに複雑になる育児休業制度の内容をイラストや図解を用いてわかりやすく解説。
- 2022年4月より義務化された「個別周知・意向確認」措置および「雇用環境整備」措置に対応。育休制度や給付金等の個別周知や研修教材として活用可能。



**育児・介護休業法の規定**

**育児休業とは？**

- 原則として、**1歳未満の子**を養育するための休業制度
- 男女従業員の申出により取得することができる
- 特別な事由がある場合、**最長で子が2歳に達するまで**延長可能

こんな場合も育児休業は取得できる！

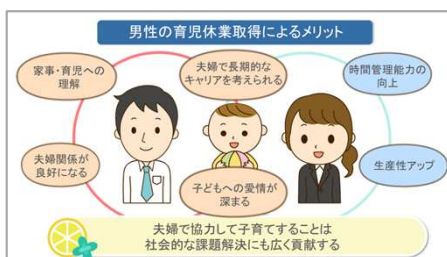
- ・配偶者が専業主婦(夫)
- ・配偶者が育児休業中
- ・パートタイマー、契約社員など

まるごとわかる新しい育児休業（2022年4月～施行内容対応）

視聴時間  
約63分

育児休業制度編

- ・ 2021年改正育児・介護休業法（2022年4月より段階施行）に基づき、産後パパ育休を含む育児休業制度の内容を詳しく解説。
- ・ 改正前と改正後の内容を比較して説明しているため、変更点をしっかり理解できます。



サンプル動画はこちら ↓

URL:

<https://www.artis.co.jp/demo/sample/90179/>



目次	内容
育児休業制度	育児休業制度とは 育児休業の対象者 期間を定めて雇用される従業員の取得要件 育児休業ができる期間と回数
育児休業の延長	パパ・ママ育休プラスとは 1歳以降の育児休業 育児休業の延長（1歳6か月まで） 育児休業の延長（2歳まで）
育児休業の申出	妊娠・出産の申出に対する個別周知・意向確認 育児休業の申出期限
産後パパ育休 (出生時育児休業)	男性の育休取得によるメリット 産後パパ育休とは 産後パパ育休の対象者 産後パパ育休期間中の就業 産後パパ育休の申出期限
育休復帰後の両立支援制度	育児のための短時間勤務制度 子の看護休暇 所定外労働の制限 時間外労働の制限 深夜業の制限

# まるごとわかる新しい育児休業（2022年4月～施行内容対応）

視聴時間  
約40分

## 給付・社会保険料編

・育児休業給付制度の受給資格や受給手続き、育児休業期間中の社会保険料免除の取扱いを詳しく解説。

**育児休業給付金の支給額**

休業開始時賃金月額  
30万円

育児開始～180日以内(給付率67%) 育児開始181日以後(給付率50%)

支給月額 20万1,000円 15万円

支給限度額が設けられていて、毎年8月1日に見直される

支給限度額(～2023年7月末)  
支給率67% 30万5,319円 支給率50% 22万7,850円

サンプル動画はこちら

URL:

<https://www.artis.co.jp/demo/sample/90180/>



目次	内容
育児休業給付制度	育児休業給付金とは
	育児休業給付金の支給額
	育児休業給付金の支給対象者
	育休中に賃金が支払われる場合
育児休業給付の支給期間	出生時育児休業給付金の支給対象者
	育児休業給付金の支給対象期間
	育児休業給付金の支給対象期間を延長する場合
	育児休業給付金延長申請の必要書類
育休中の社会保険料の取扱い	育児休業を分割取得する場合
	社会保険料の免除期間
	同月に育児休業を開始・終了する場合
	賞与に係る社会保険料
	社会保険料の免除と年金
	育児休業を延長するときの注意点

# まるごとわかる新しい育児休業（2022年4月～施行内容対応）

視聴時間  
約41分

## 管理職編

・管理職として知っておきたい、部下や部下の配偶者が妊娠・出産したときのマネジメントのポイントを解説。  
・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止策の学習が可能。

**イクボスによるマネジメントのメリット**

イクボス

一生懸命働こう！

上司についでいこう！

部下のモチベーションUP

上司の求心力UP

- 支えあう組織風土による離職防止
- 相互理解促進によるハラスメントの発生抑制
- 様々な事情を抱えるメンバーが能力を最大限発揮できる組織へ成長

サンプル動画はこちら

URL:

<https://www.artis.co.jp/demo/sample/90181/>



目次	内容
職場マネジメントのポイント	事前の心構え
	変化が求められるマネジメント意識
	育休取得時のマネジメントフロー
	職場メンバーのメリット
不利益取扱いの禁止	コミュニケーションの重要性
	育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止
	産後パパ育休における留意点
ハラスメントを起ささないために	妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは
	ハラスメントの可能性のある言動例
部下から相談を受けたとき	ハラスメントを防ぐために心掛けたいこと
	妊娠・出産の報告を受けたとき
	期間を定めて雇用される従業員から育休の申出を受けたとき
	産後パパ育休期間における就業
	母性健康管理について
	上司の理解と支援がカギ

※ご利用料金・動作環境・ご利用条件は、別紙パンフレット「～テーマ別動画で学ぶ～ 知識・スキルのeラーニング」をご参照ください。

## お問い合わせ

アーティス株式会社  
<https://www.artis.co.jp>



株式会社アーティスソリューションズ  
<https://www.artis-sol.co.jp>



本社 東京都港区南青山1-2-6  
名古屋支店 名古屋市中区錦3-5-31  
大阪支店 大阪市淀川区宮原4-1-4  
仙台オフィス 仙台市若林区清水小路6-1  
福岡オフィス 福岡市博多区博多駅前4-16-6

ラティス青山スクエア  
ジブラルタ生命名古屋錦ビル  
KDX新大阪ビル  
スタジオオ仙台  
オフィスニューガイア博多駅前

tel : 03-5410-9300  
tel : 052-253-7105  
tel : 06-6152-8021  
tel : 022-721-2051  
tel : 092-418-7325

アーティスソリューションズは  
プライバシーマークの認定企業です

